

画期的な高裁判決踏まえ上告審の完全勝利へ

片岡明幸

部落解放同盟中央本部副委員長

はじめに

二〇一六年から足かけ七年にわたって闘ってきた「全国部落調査」復刻版裁判で、東京高等裁判所第一六民事部（土田昭彦裁判長）は六月二十八日、一審原告のわれわれの主張を大幅に認める画期的な判決を言い渡した。判決は、一審判決（東京地裁）に続いて「復刻版全国部落調査」の出版の差止めを認め、差止めの範囲にあらたに佐賀、長崎、徳島、山口、三重、茨城の六つの県を追加し、三一都府県に拡大した。損害賠償も六〇万円増やして総額五五二

万円に増額し、事実認定においても現在も深刻な部落差別の実態が残っていることを認定した。また、争点になっていた権利侵害を受ける原告の範囲についても、戸籍を遡って身元調査がおこなわれている実態を直視し、範囲を拡大した。そして、一番大きな争点になっていた「差別されない権利」についても、事実上はつきりこれを認めた。高裁は、部落差別の実態に踏まえて、部落差別は許されないものであるとの基本的な認識に立って鳥取ループの行為をきびしく弾劾した。

1 控訴審の争点に対する判断

まずは控訴審で争点になっていた五つの項目について、裁判所がどう判断したのか、そこから説明していきたい。

(1) 差別されない権利を認める

第一点目は、「差別されない権利」を認めたことである。この裁判でわれわれはプライバシー権、名誉権のほかに「差別されない権利」があり、それが侵害されていることを強調した。「国民は法の下に平等であり、差別されない権利があるはずだ。その権利が侵害されている」——これがわれわれの主張の中心であった。これに対して一審判決は「(差別されない)権利の内実は不明確」だとしてこれを認めなかった。しかし、高裁は「憲法一三条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法一四条一項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ

れ定めており、その趣旨等に鑑み^{かんが}ると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができると人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである(二二頁)」と述べ、事実上「差別されない権利」があることを認めた。

(2) プライバシー権の修正

二点目は、一審判決の構造上の一番大きな欠陥、すなわち差別されない権利を認めず、問題をプライバシー権の侵害に収斂^{しゅうれん}して判断したことについて整理し、一審判決を修正したことである。高裁判決は「仮に本件地域情報の公表によりプライバシー権又は名誉権が侵害されることがあるとしても、これは上記の人格的な利益(＝差別されない権利)が侵害される場合と重複するものと認められ、プライバシー権及び名誉権はいずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益(＝差別されない権利)において考慮するのが相当で

ある」(二〇頁)と述べ、プライバシーで判断した一審判決を修正、「差別されない権利」で判断すべきだと明快に示した。高裁がそういつているわけではないが、事実上高裁は、この裁判はプライバシー侵害で判断するべきではない、「差別されない権利」によって判断するべきだと是正したのである。

(3) 差し止め範囲の拡大

三点目は、差し止めの範囲を拡大し、六つの県を新たに差し止めたことだ。われわれは地名が掲載されている四一都道府県全部の差し止めを求めたが、一審判決は範囲を狭くとらえ、二五の都府県のみを差し止め、一六県を除外した。控訴審では、われわれは、その県に原告がいなくても「全国部落調査」が出版されれば、それが身元調査の材料として悪用され、そこに関連を持つすべての関係者が被差別部落出身者と見なされ、差別されるのは同じだと主張して全部の削除を求めた。これに対して高裁は差し止めの基準を見直し、あらたに六県を差し止めに追

6 「広告スペース

加した。この点も評価したい。しかし、原告がいなかった県と、原告または親族の現在または過去の住所・本籍がなかった一〇県は除外するという課題は残った。この点について高裁は、「一審原告(＝部落解放同盟)らは本件地域情報全体の削除や公表の禁止を求めるが、個人の人格的な利益に基づく請求である以上、上記の範囲を超えてこれを認めることはできない」とその理由を説明した。裁判の前提が個人の被害救済である以上、原告がいけない県まで救済することはできないというのである。

ただし、誤解のないようにしてほしい。この一〇県は原告がいけないから差し止めを認めなかったのであり、被差別部落の地名リストの発行はいかなる地域

であっても違法だという判決の内容は変わらない。除外された一〇県は公表してもいいということではけっしてない。

(4) 原告の範囲拡大

四点目は、損害を受けた原告の範囲を広げたことである。一審では、損害を受けた人の範囲を「現住所・本籍」に限定し、範囲を制限した。しかしわれわれは控訴審で、被差別部落にルーツを持つものが被差別部落出身と見なされて差別されると主張して、その範囲を広げるように主張した。その結果、高裁は現在「住所・本籍」おいている原告だけではなく、「過去に住所・本籍」を置いていた原告、さらに親族が地域情報（リスト）に「住所・本籍または過去の住所・本籍」を置いていた者まで拡大し、差し止めの範囲を拡大した。これは戸籍を遡って取得し、部落出身者を調べる身元調査の実態を直視した判断であり、部落差別の系譜性を認めるべきだという、われわれの主張を受け止めた結果である。

高裁は、身元調査が現に住んでなくても行われている事実在即して、「不当な扱い（差別）又はそのおそれは、必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因するものである上、居住移転の自由が保障されている今日においては、本件地域を離れて生活している者も少なくない一方、戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではない」と述べたうえで、「本件地域の出身でなくても、本件地域での居住や本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである。

そうすると、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合のもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当である」（二

五頁」とした。

(5) 示現舎とMJの損害賠償責任

五項目は、一審被告Mだけではなく、示現舎と一審被告MJにも損害賠償責任を認めた点である。一審判決では、出版はMがやろうとしたもので、会社としての示現舎と社員であったMJは関係してないという認識からMだけに損害賠償責任を認め、示現舎とMJの損害賠償を認めなかった。

これに対して高裁は、Mは示現舎の代表社員であり、「復刻版」などの書籍はいずれも示現舎が発行所となっており、また示現舎は、部落解放同盟の仮処分申立てによって「復刻版」を販売する機会を失ったとして反訴請求を提起していることなどを考えると、「不法行為は一審被告M及び一審被告示現舎が一体となつて行ったものと認めるのが相当である」と示現舎にも賠償責任を認めた。また、MJについても、示現舎の業務執行社員であつたうえ、Mから出版を準備していることを聞いており、公表が

もたらす結果の重大性等に鑑みると、一審被告MJも「責任を負う」と認めた。当然の判決である。

2 部落差別の現状と深刻さの理解

以上が裁判の争点に対する高裁の判断であるが、判決全体を通して見てみると、裁判官が部落差別の事態とその深刻さについて相当程度理解したうえで前述のような判断をしていることがわかる。では裁判官はどのように部落差別の事態を理解したのか。

例えば具体的には、「大阪府が平成一七年に実施した意識調査において、多くの者が『同和地区にある物件は避けると思う』と回答し、同法（＝部落差別解消推進法）に基づき法務省人権擁護局が行った実態調査においても、『結婚相手や交際相手が旧同和地区の出身者であるか否か気になるか』との質問に対し、一五・七％の者が『気になる』と回答したこと、これまで戸籍謄本等の不正取得が繰り返され、平成二〇年に戸籍法が改正されて第三者による戸籍謄本等の交付請求が制限されたものの、依然と

して身元調査を目的とした戸籍謄本の不正取得が絶えない」（二二頁）と述べて差別が現在も根強く残っていることを認定した。また「同和地区の住宅物件に対する忌避意識については、回答者数三六七五人のうち、四三・四％の人が『同和地区にある物件は避けると思う』と回答した」と土地差別の実態も取り上げた。（二〇頁）。また高裁は、最近のインターネットの影響についても「インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をおおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとはいえない」（一九頁）と述べ、ネットの与える影響にも言及している。

いっぽう裁判官は、「本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかである」（二三頁）と述べ、部落差別は不当で許せないという認識を示し、そのうえで「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとつては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯え

7 L2C 広告スペース

るなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない」(二三頁)と述べ、地名公表が当事者に与える精神的な影響を説明している。控訴審では多くの原告が意見書にインターネットのもたらす精神的な不安を書いたが、それを受け止めた内容になっている。

3 鳥取ループの屁理屈への批判と悪質性の弾劾

ところで鳥取ループは裁判の中で荒唐無稽な屁理屈へりを並べて自らの行為を正当化しようとしてきた。判決は、その屁理屈についても取り上げ、それをきっちり論破している。

その一つは、「調査報告書など地名が掲載された書籍はほかにもある」というループの主張である。高裁は、そもそも「全国部落調査」は同和事業のために非公開の内部資料として作成されたもので、「全国部落調査」の復刻版出版自体が「(全国部落調

6 「広告スペース

査の)作成目的や趣旨に反する」ものであるときつちり否定した。また同和行政に関連して行政が実態調査報告書や実績報告書を作成し、そこに地名が掲載されているといっても、それは「趣旨、目的を異にするものである」と鳥取ループの主張を退けた。

また、「公表しないことがかえって差別の助長することになる」「部落を公表すれば差別はなくなる」という鳥取ループの屁理屈に対しても東京高裁は厳しく批判した。高裁は、部落差別はまだ解消されておらず、「インターネットの普及により、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことに照らすと」被差別部落の地区の公表は、「不当な扱い(差別)を招来し、助長

するおそれがあることは明らかである」と述べて鳥取ループの主張を明快に退けた。また「公表すれば差別はなくなる」というループの主張に対しても「公表されることによって、これが解決される具体的な根拠、見通しがあることを基礎付ける証拠もない」（二八頁）と述べ、ズバツと切り捨てた。

さらに、「同和問題の研究の自由の侵害だ」という鳥取ループの主張に対しても「一審被告らが上記主張する不利益と、本件地域情報（＝「全国部落調査」）の公表が禁止されることによって保護される本件認容原告（＝部落解放同盟）らの利益を比較衡量するも、後者が前者を凌駕することは明らかである」と述べ、地名公表による重大な人権侵害に比べれば、研究の自由が損なわれるなどという不利益は、比較できないほど小さなものだと切り捨てた。

4 上告審で完全勝利を

高裁判決はわれわれの主張をしっかりと受け止めたものになった。しかしその判決でも「復刻版」全体

が差し止められなかったことは、けっして諸手を挙げて喜ぶわけにはいかない。また、損害賠償もわずかに増額されただけで、被告に社会的な制裁を加えるという立場から見れば決して十分とは言えない。

このため部落解放同盟中央本部は、原告団、弁護団と協議して最高裁に上告した。最高裁は憲法違反である場合にだけ審議するという原則なので、高裁の判断におおきな変化があることは考えづらいが、決してあきらめずに全部の差し止めのために闘争を続けていきたい。

ネットの差別情報削除に向けた課題

ところで、この裁判闘争は鳥取ループとの闘いであると同時に、ネット空間に溢れる差別情報との闘いである。われわれの最終的な目標は、「全国部落調査」の出版差し止め・ネット削除を実現したうえで、インターネットに溢れるさまざまな差別情報を消すことにある。鳥取ループとの闘いはその第一歩である。そこで最後に裁判と平行して進めなければ

ならない当面の課題について提起したい。

一つは、今回の判決の宣伝である。最近、鳥取ループに触発されて真似をする人間が増えているが、模倣犯に対する警告という意味から判決の内容をできるだけ広範囲に宣伝しよう。被差別部落の地名公表は違法でけっして許されないと判決が出ており、差別情報を公表するものは賠償金を払わなければならぬ、ということができるだけ幅広く発信しよう。

二つ目は差別禁止法の制定である。「差別されない権利」を認め、地名公表が深刻な被害を生むことを認める画期的な判決であったが、いっぽうで原告のいない県は差し止めを認めないという裁判の限界もはっきりした。やはりどうしても差別を禁止する法律が必要である。

三つ目は、「部落探訪」削除の闘いである。今回の裁判で「全国部落調査」は止められたが、鳥取ループは依然として「部落探訪」を晒し続けている。

鳥取ループに対する第二弾の闘いとして「部落探

訪」削除の闘いをしつかり進めよう。

四つ目は、自治体交渉である。現在、全国の自治体では、ネットの差別情報削除の取り組み（モニタリング）や首長の削除要請行動、差別禁止条例の制定などが取り組まれているが、判決を踏まえてさらに拡大していこう。

五つ目は、ネット事業四団体との交渉である。一般社団法人電気通信事業者協会など四団体は「判決の結果を見てから判断したい」などと高みの見物を決め込んで鳥取ループを野放しにしてきたが、その判決が出たのだ。判決を踏まえて責任ある行動をとるようネット四団体に詰め寄ろう。

そして最後に教育・啓発の推進である。判決でもネットの影響が指摘されているが、学校や企業、労組、各種団体、とりわけ影響を受けやすい学校教育で同和教育を再構築するよう働きかけよう。

かたおかあきゆき